

名古屋市民間木造住宅耐震診断実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旧基準木造住宅の所有者が耐震診断を実施するにあたり、名古屋市が予算の範囲内において耐震診断員を派遣することにより、住宅の安全に対する意識の啓発及び耐震化の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅

木造の住宅で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす戸建て、長屋又は共同住宅をいう。

ア 在来軸組構法及び伝統構法であること。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

エ 住宅以外の用途に使用している面積が延べ面積の2分の1未満であること。

(2) 耐震診断

耐震診断とは、「改訂（第4版）愛知県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づいて、愛知県木造住宅耐震診断員が実施する耐震診断をいう。

(3) 耐震診断員

愛知県が認定する、木造住宅耐震診断員養成講習会を受講、修了し、愛知県に登録した者（耐震診断又は耐震改修等に関する名古屋市への申請等において、明らかな不正行為を行ったものを除く。）をいう。

(耐震診断対象建築物)

第3条 耐震診断の対象となる建築物（以下「耐震診断対象建築物」

という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内にある旧基準木造住宅であること。
- (2) 現に居住の用に供しているか、診断後に居住の用に供する予定であるもの。
- (3) 平成 26 年度以降に、この要綱に基づく耐震診断を実施したものではないこと。
- (4) 過去に次のいずれかの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

ア 名古屋市民間木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱

イ 名古屋市民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

ウ 名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金交付要綱

エ 名古屋市民間木造住宅耐震化緊急支援事業補助金交付要綱

オ 名古屋市耐震シェルター等設置補助金交付要綱

(資格要件)

第 4 条 耐震診断を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 耐震診断対象建築物の所有者であること。
- (2) 国、地方公共団体その他公の機関以外の者であること。
- (3) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、かつ、同条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）と密接な関係を有しない者であること。
- (4) 法人の場合は、その業務を執行する役員に暴力団員又は暴力団等と密接な関係を有する者がいないこと。
- (5) 耐震診断対象建築物の所有者が同建築物を自己の居住の用に供しておらず賃貸している場合は、借家人全員の同意を得ていること。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(事業内容)

第 5 条 市長は、耐震診断を希望する者に、予算の範囲内において耐

震診断員を派遣し耐震診断を行い、診断結果を報告するものとする。

- 2 前項の耐震診断員の派遣に伴う費用については名古屋市の負担とする。

（事務委託）

第 6 条 市長は、本事業の事務の一部を委託することができる。

（申込み手続き）

第 7 条 耐震診断を希望する者は、名古屋市民間木造住宅耐震診断申込書（様式第 1 号。以下「耐震診断申込書」という。）を、耐震診断を希望する日の属する年度の 1 月末日まで（市長が特に必要と認めた場合は 2 月末日まで）に市長に提出しなければならない。ただし、郵送による場合にあっては、消印日をもって提出日とみなす。

- 2 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者がいる場合は、すべての区分所有者が耐震診断申込書を提出するものとする。
- 3 共有者がいる場合は、共有者の内の一人が耐震診断申込書を提出するものとする。

（耐震診断員の派遣の決定）

第 8 条 市長は、前条第 1 項に規定する耐震診断申込書が提出されたときは、当該申請の内容を審査し、耐震診断員の派遣を決定する。

（耐震診断申込書の取下げ）

第 9 条 耐震診断申込書を提出した者（以下「耐震診断申込者」という。）は、事情により耐震診断申込書を取り下げるときは、速やかにその旨を木造住宅耐震診断取下届（様式第 2 号）をもって市長に届け出なければならない。

（耐震診断員派遣の取消し）

第 10 条 市長は、耐震診断申込者が、次の各号のいずれかに該当する

場合は、耐震診断員の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申し込み、その他の不正行為により耐震診断申込書を提出したとき。
- (2) 第 4 条第 3 号若しくは第 4 号に該当しないこととなったとき又は第 7 条に規定する耐震診断申込書を提出した当時に第 4 条第 3 号若しくは第 4 号に該当していなかったことが判明したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(耐震診断費用の請求)

第 11 条 市長は、前条の規定により耐震診断員の派遣を取り消した場合において、耐震診断をすでに実施しているときは、当該耐震診断申込者に期限を定めてその耐震診断に係る費用を請求できるものとする。

(耐震診断申込者に対する指導)

第 12 条 市長は、耐震診断申込者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱の実施に関し必要な事項は住宅都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている

用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

できる。

名古屋市民間木造住宅耐震診断申込書

年 月 日

（宛先）名古屋市長

耐震診断を希望するので、次のとおり申し込みます。

（所有者の方に限ります） 申込者	フリガナ							
	氏 名	※法人その他の団体の場合は、名称及び代表者氏名 ※区分所有の場合は、すべての区分所有者の申込みが必要です。						
	生 年 月 日	明・大・昭・平・令	年	月	日生			
	電 話 番 号	（	）	—	連絡希望時間	時 頃		
	住 所	〒 — ※法人その他の団体の場合は所在地						
住 宅 概 要	建 築 年 月	明・大・昭	年	月	住宅の階数 （○で囲む）	・平屋建て ・2階建て	床面積	坪 ----- ㎡
	利 用 形 態	※必ずおおむねの年を記入 ※昭和56年6月以降着工は対象外						
	住 宅 所 在 地 （申込者住所と違う場合）	〒 —						
	借家人の同意 注 1	※借家の場合は、原則借家人全員の同意が必要です。 ※建物に立ち入り、すべての部屋を調査する必要があります。 氏 名（自署） 氏 名（自署）						
その他連絡事項		※調査日について、都合の悪い日時や希望する曜日（土・日も可）等があれば記入してください。 ※診断員から連絡しますので、他に連絡のつく番号があればご記入ください。						

注 1 借家人の同意欄が足りない場合は、名古屋市耐震化支援課までお問い合わせください。

注 名古屋市民間木造住宅耐震診断実施要綱第4条第 3 号又は第 4 号の規定（名古屋市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でない者で、かつ、同条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者が所有する建築物であること。）に該当しないときは、耐震診断員を派遣しません。また、耐震診断員の派遣の決定後にその旨が判明したときは、耐震診断員の派遣を取り消し、耐震診断に係る費用を請求する場合があります。

上記事由を確認する必要がある場合には、申込書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

木造住宅耐震診断取下届

年 月 日

（宛先）名古屋市長

住所

届出者

（所有者）氏名

（法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

年 月 日受付（受付番号第 号）の、木造住宅耐震診断の
申込みについて、取り下げたいので下記のとおり届け出ます。

記

1 診断住宅所在地

2 取下げ理由

3 備考